

第2期  
(2019年度～2025年度)

糸島市地域福祉計画  
概要版

2019年(平成31年)3月策定

2023年(令和5年)3月改定

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の背景と目的

### (1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域に暮らす誰もが安心して、自分らしくいきいきと生活できるよう、市民、地域団体、関係機関、社会福祉協議会、行政などが連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりをたいせつにし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築きながら共に生き、支え合う社会づくりです。

地域福祉の推進には、「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせ、それぞれが最大限役割を果たしていくことがたいせつで、これらをより具体的に推進するため、「地域福祉計画」を策定します。

### (2) 策定の趣旨

本市では、「福祉をみんなの力で支えるまち“いとしま”」を基本理念とした「糸島市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉を推進してきました。

国においても「地域共生社会」の実現に向けた取組は、喫緊の課題となっています。2016年（平成28年）6月2日に、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、高齢者、子ども、障害者など全ての人々が地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。

併せて、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」も2017年（平成29年）6月2日に公布され、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護保険制度の持続可能性の確保などが定められました。

このような背景から、これまでの取組に、新たな国の考え方や動向を加え、本市における更なる地域福祉を推進するため、市は、第2期の「糸島市地域福祉計画」（以下「計画」という。）を、市社会福祉協議会は、「糸島市地域福祉活動計画」を策定しました。

### (3) 「地域共生社会の実現」と「地域包括ケアシステム」との関連性

本市では、介護保険法の改正に基づき、2015年度（平成27年度）から「いとしま地域包括ケアシステム」を構築してきました。「糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」においても、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域包括ケアシステムの推進を図ることとしており、住民主体のサービスの構築等を行いながら、さらなる地域包括ケアシステムの推進を行います。

今後、「地域共生社会」の実現に向け、「地域包括ケアシステム」の包括的な支援の考え方を、全世代・全対象型に発展させるため、本計画期間中に「重層的支援体制整備事業」の推進に向けた取組を行い、実現を目指します。

計画名	計画の期間	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
地域福祉 計画	7年	第 2 期 計 画							
			「地域共生社会」の実現 に向けた取組の検討		「地域共生社会」の実現に向けた取組の開始と推進				
高齢者保健 福祉計画 ・ 介護保険 事業計画	3年	第 7 期 計 画			第 8 期 計 画			第 9 期 計 画(予定)	
		「地域包括ケアシステム」の深化・推進 に向けた取組			「地域共生社会の実現」に向けた取組との連動				

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法令上の位置づけ

本計画は、改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき、市が「地域福祉計画」を策定します。併せて、本計画の「第4章 施策の展開 基本目標4 きめ細やかな相談支援体制づくり 4-3 権利擁護の推進（成年後見制度の利用促進）」を成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付けます。

また、同法第109条に基づき、市社会福祉協議会が「地域福祉活動計画」を策定します。

### (2) 各種計画との関わり

本計画は、「第1次糸島市長期総合計画」の基本目標「みんなが健康で元気なまちづくり」を実現するための施策「社会福祉の推進」を補完する分野別計画として位置づけられます。

また、改正社会福祉法に基づき、地域保健、地域福祉関連諸法とそれに基づく個別計画（「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」「次世代育成支援対策行動計画（子ども・子育て支援事業計画）」）を横断的に捉え、福祉分野で共通する「理念」や「しくみ」を明確にしたものを「糸島市地域福祉計画」とし、福祉分野の「上位計画」として位置付けます。

また、「糸島市地域福祉計画」の基本理念や目標を具現化するために、市民や関係団体、市社会福祉協議会が主体の「糸島市地域福祉活動計画」を策定し、官民協働による地域福祉の推進を図ります。

このほか、健康増進計画や地域防災計画など、他の分野別計画との連携・整合を図り、これらの計画がより効果的に実施されるよう推進する役割も担います。

### (3) 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間として策定しましたが、第2次糸島市長期総合計画に連動させるため、本計画を2年間延長し計画期間を2025年度までとします。

#### (4)「持続可能な開発目標（SDGs）」との関連

本計画は、長期総合計画の施策とも連携していることから、SDGsの目標から、1「貧困をなくそう」、3「全ての人に健康と福祉を」、10「人や国の不平等をなくそう」、17「パートナーシップで目標を達成しよう」の4つを挙げ、本計画を推進していきます。



### 3 地域福祉の範囲の考え方

本計画では、市民のニーズをじゅうぶんに踏まえながら、きめ細かく対応していくため、6つの範囲を設定します。「個人・家族」を中心に「隣近所」「行政区」「小学校区」「中学校区」「市全域」のそれぞれが、連携して問題の解決を図るしくみづくりを進めます。

なお、本市では、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、おおむね中学校区を単位として5つの「日常生活圏域」を設定しており、本計画でも同様とします。

《地域の範囲》



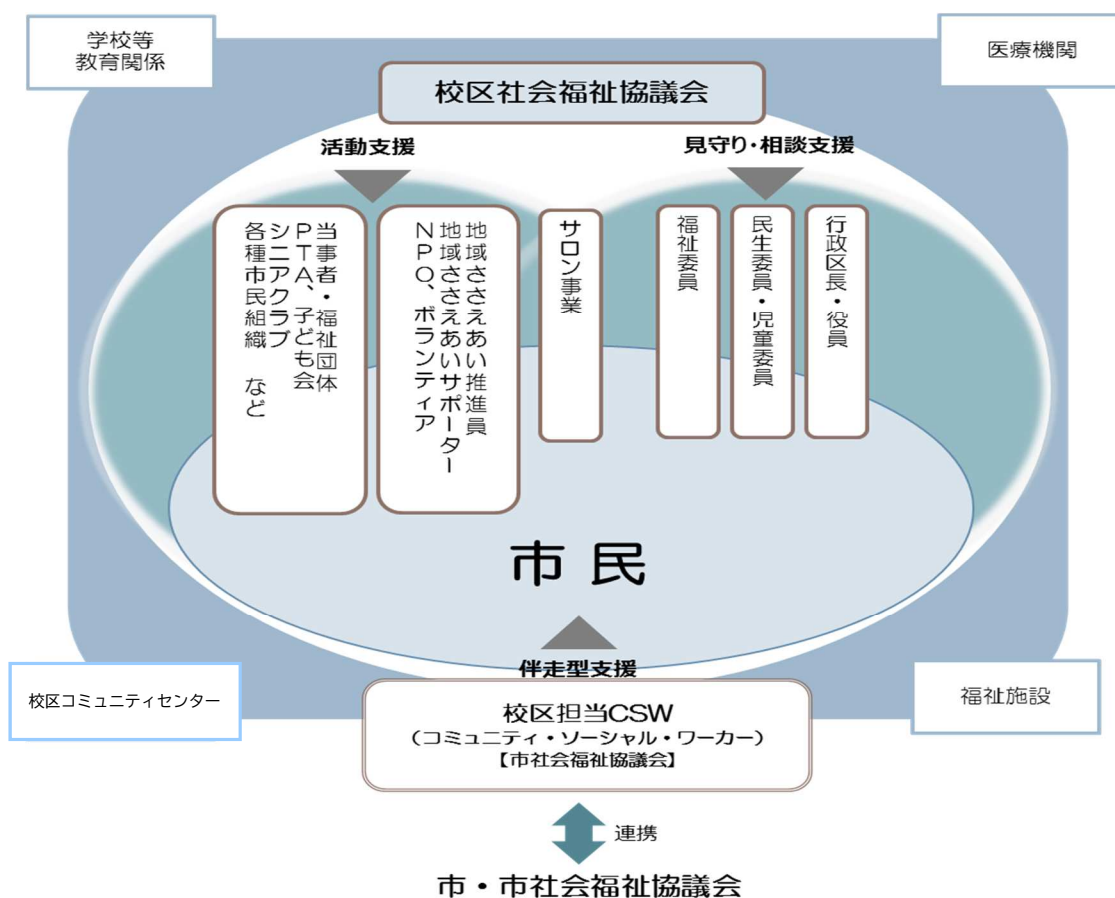
本市では、「糸島市まちづくり基本条例」において、小学校通学区域ごとの自治組織を



「校区」と定め、市民協働によるまちづくりを推進しています。この「校区」には、「校区社会福祉協議会」が設置され、地域の特性に応じた住民の交流や課題解決に向けた取組がなされていることから、本計画においても、「校区」を単位とした地域福祉活動を推進していきます。

なお、本計画において、「校区」と表記する場合は「糸島市行政区設置規則第2条第1項別表」に定める15校区を示します。

《校区を単位とした地域福祉のイメージ》



校区を単位とした「校区社会福祉協議会」には、大きな2つの役割があります。

- ①各種ボランティア団体の活動支援
- ②市民（地域住民）の見守りや相談支援を行う人への後方支援

校区担当のCSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）は、校区社会福祉協議会と一緒に、地域や市民の困りごとに寄り添いながら解決につなげます。

また、地域には、校区コミュニティセンターや学校、医療機関や福祉施設など多くの施設があります。さまざまな強みを持つこれらの機関と連携しながら、校区を単位とした地域福祉を推進していきます。

## 4 計画策定の体制

### (1) 糸島市地域福祉計画推進委員会

学識経験者、市民代表、社会福祉関係者、各種団体の代表者で構成された委員会で、計画（案）の策定や、計画の進捗管理と評価を行っています。

本計画の策定にあたり、有識者としての見解や市民、地域団体からの視点から計画（案）の策定及び計画の見直しに向けた協議を行いました。

### (2) 市民参加や意見集約

以下の取組により、地域の資源や課題を洗い出し、計画（案）づくりに生かしました。

- 地域福祉に関するアンケート調査
- 福祉関係団体等へのヒアリング調査
- 地域ささえあい会議の開催
- パブリックコメントの実施

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状

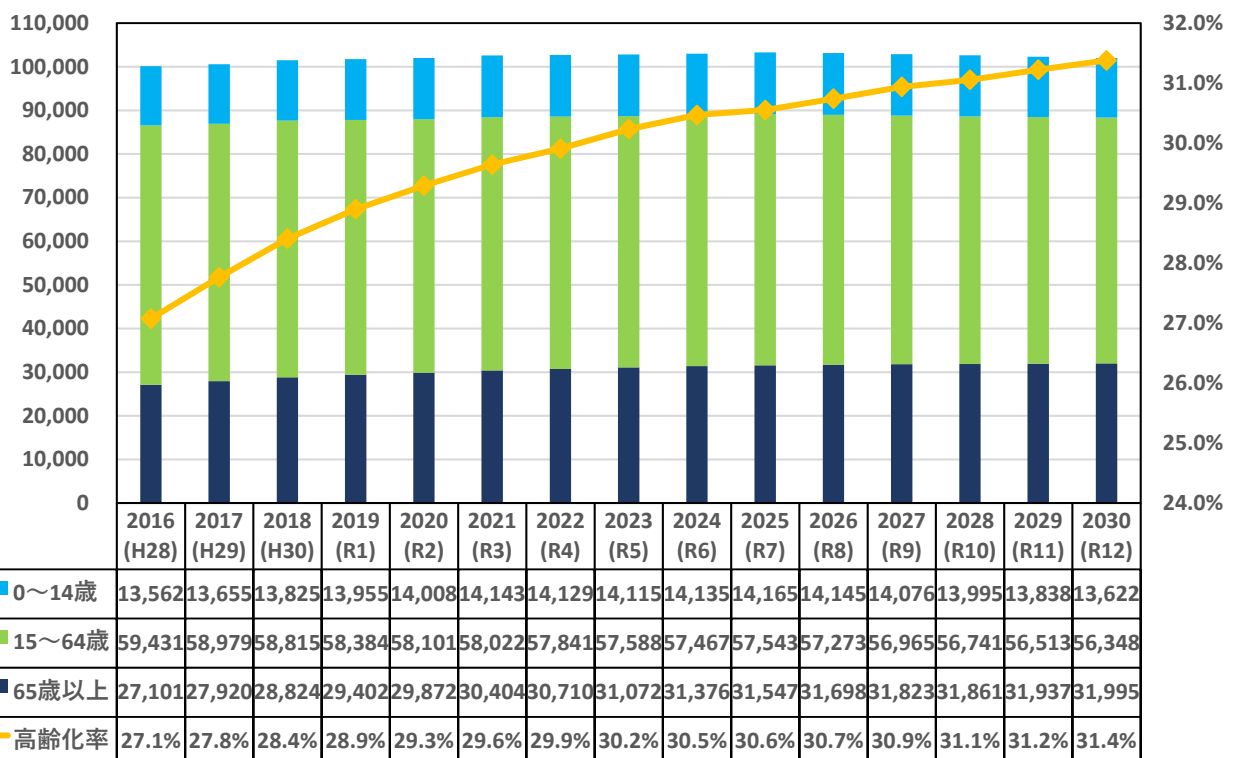
### 1 人口及び世帯の状況

#### (1) 人口の推移と将来展望

人口減少社会の中で、本市の総人口は、今後も増加傾向にありますが、人口推計では、2025年（令和7年）にピークを迎え、その後減少に転じ、2030年（令和12年）の総人口は101,965人となる見込みです。

人口3区分では、生産年齢（15～64歳）人口は減少傾向、高齢者（65歳以上）人口は増加傾向、年少（0～14歳）人口は2025年（令和7年）までは増加するものの、その後、減少に転じることが予想されます。さらに、高齢化率は、2022年（令和4年）には30%を超えました。

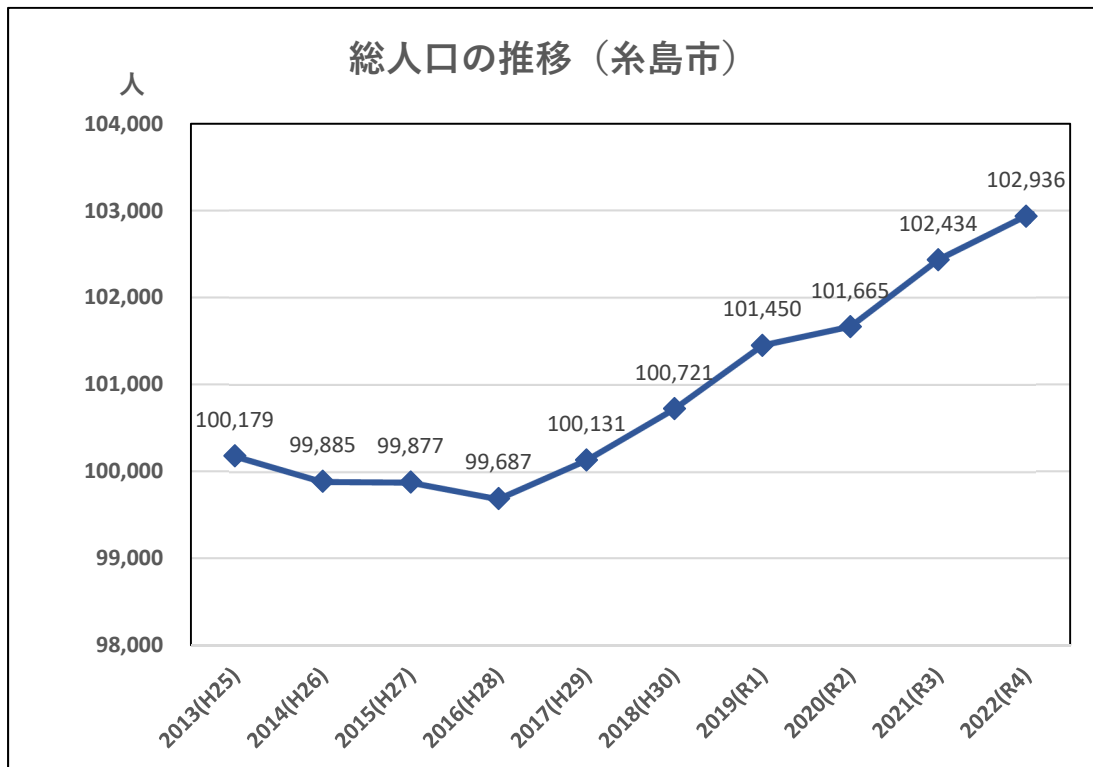
年齢3区分別人口と高齢化率の推移、推計  
(糸島市)



資料：第2次糸島市長期総合計画（2021年（令和3年）3月）



総人口は、合併以降減少しましたが、定住促進策等により、2016年（平成28年）以降増加に転じました。2022年（令和4年）10月末現在の人口は103,582人です。合併後、最高の人口を更新中で、第2次糸島市長期総合計画に掲げる2030年度（令和12年度）の将来人口104,000人を目指しています。



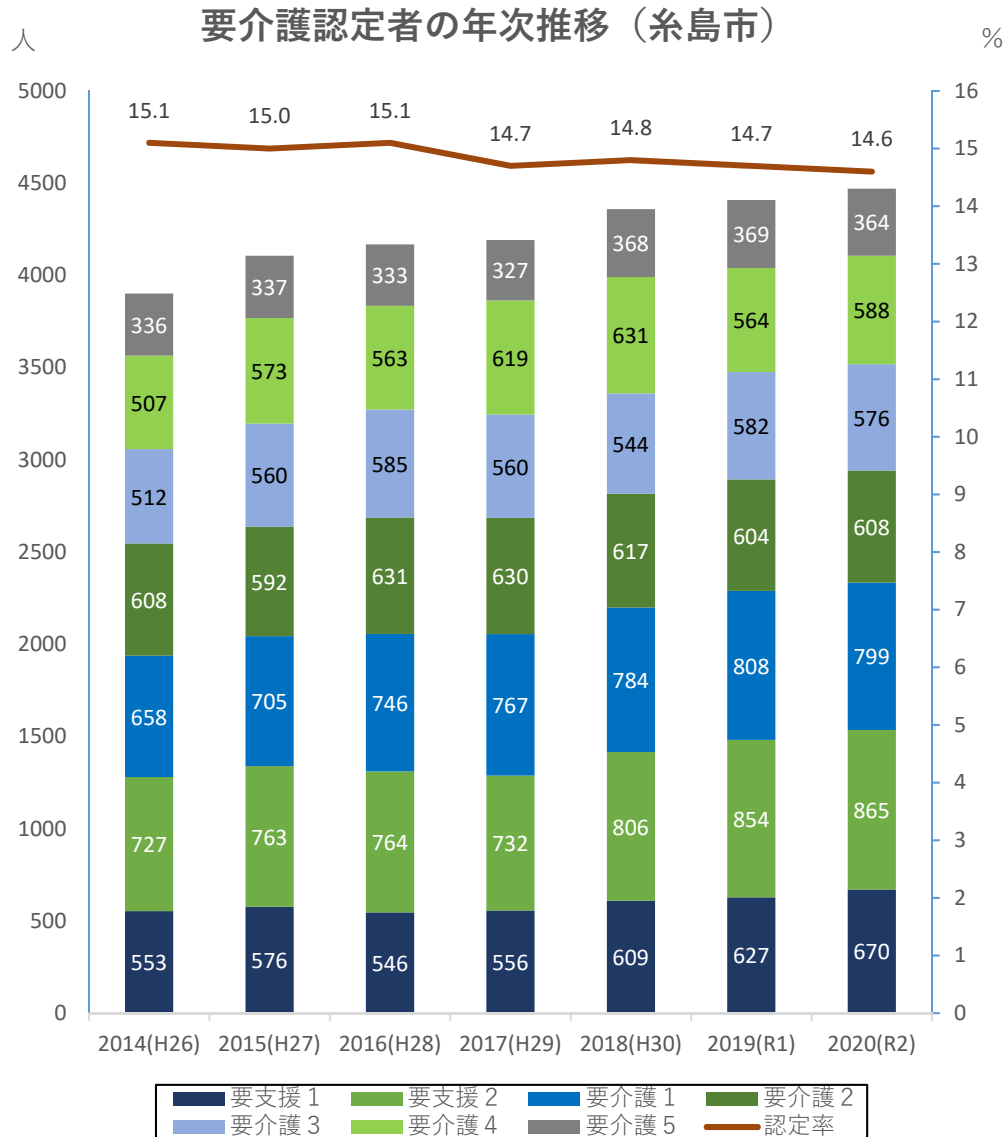
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により、2013年（平成25年）から、統計に外国人を含む。

## 2 支援を必要とする人の状況

### (1) 要介護認定者

要介護認定者数は、緩やかな増加傾向にあります。一方、要介護認定率は、15%程度で推移してきましたが、2016年度（平成28年度）から介護予防・日常生活支援総合事業を開始したことに伴い、14%台に下がっています。

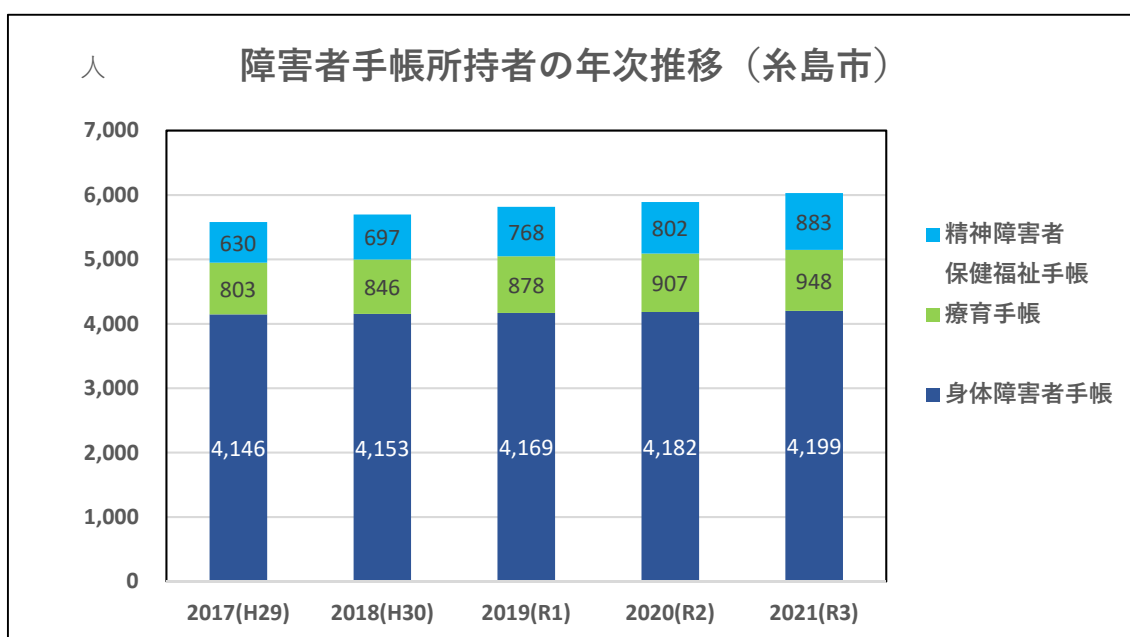


資料：糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

## (2) 障害者手帳所持者

療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者は、年々増加しています。これは、障害そのものの理解が進んだこと、療育や特別支援教育、福祉サービスの充実等により、早期に手帳を取得し、各種支援や制度の利用につなげたいと考える人が増えたことが影響していると推測されます。

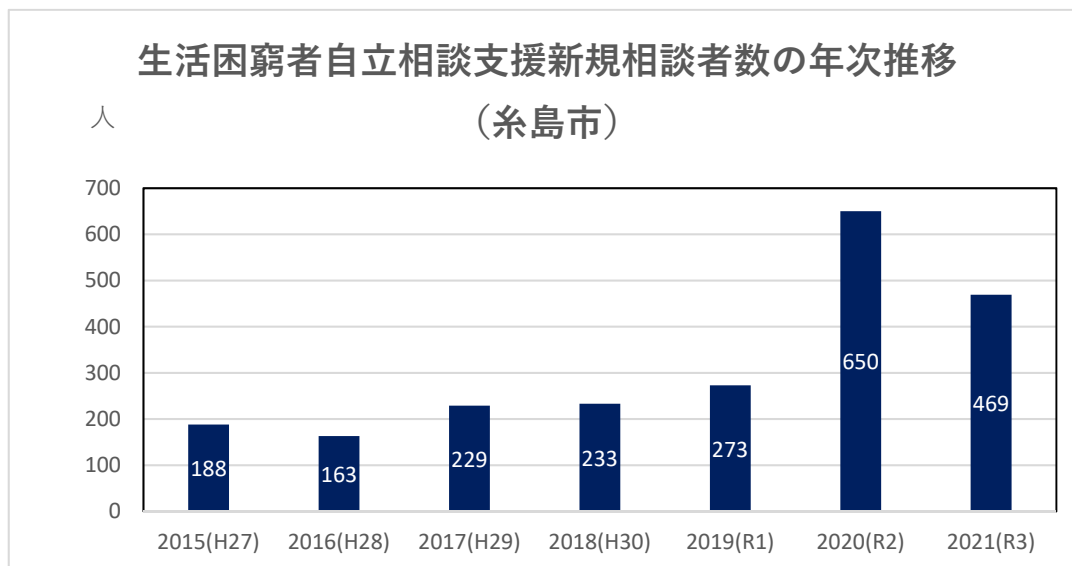
身体障害者手帳所持者は微増となっており、高齢化や生活習慣病の増加により、肢体不自由（脳梗塞等による手足のマヒや変形性関節症などの関節の障害）や内部障害（ペースメーカー植込術や人工弁への置換などを要する心臓機能障害、糖尿病を起因とする血液透析の導入が必要な腎臓機能障害など）は、今後も増えていくことが推測されます。



資料：福祉行政報告例

### (3) 生活困窮者自立相談支援利用者

2015 年度（平成 27 年度）に始まり、相談件数は 300 件未満で推移していましたが、2020 年度（令和 2 年度）からの新型コロナウイルスの影響による住居確保給付金の緩和措置や生活困窮者自立支援金制度の実施により大幅に増加しました。



資料：生活困窮者自立支援状況調査

## 第3章 計画の基本理念と重点施策

### 1 計画の基本理念

本市では、「福祉をみんなの力で支えるまち“いとしま”」を基本理念として、第1期地域福祉計画を推進してきました。第2期計画においても、地域にあるさまざまな生活課題について、市民、地域団体、関係機関、市社会福祉協議会及び市などあらゆる機関が協働して、それぞれの役割や特徴を生かしながら、互いに助け合って解決していくために、引き続きこの基本理念を踏襲し、本市の地域福祉を推進していきます。

福祉をみんなの力で支えるまち“いとしま”

### 2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するために、5つの基本目標を設定しました。

基本目標1	地域福祉を支える担い手づくり
基本目標2	地域福祉の基盤づくり
基本目標3	地域の団体・機関のネットワークづくり
基本目標4	きめ細やかな相談支援体制づくり
基本目標5	安全・安心な環境と災害に強い体制づくり

### 3 重点施策

本計画では、第1期の成果や課題、アンケート調査、本市の現状や社会情勢などを踏まえ、重点的に取り組むべき施策を設定します。次の5つの施策に優先的に取り組むことによって、地域福祉の喫緊の課題である「地域共生社会の実現」に向けた「重層的支援体制整備事業」の推進を図ります。

### ① 「重層的支援体制整備事業」の推進

福祉に対する問題や要望が、多様化・複雑化する中、安心して気軽に相談に応じ、支援を行うためには、市民が抱える課題や問題を早期に発見し、適切に対応する相談体制の充実が必要です。

本市では、各相談支援機関が制度に応じた対応を行っていますが、さらに包括的に対応するため、福祉の総合相談窓口を開設し、関係機関との連携により多様な相談に対応できるしくみを構築していきます。

また、近年、民生委員・児童委員、福祉委員など、地域の身近な相談員の活動範囲は広がり、負担が大きくなっています。そのため、福祉のまるごと相談員として、校区ごとにCSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）を配置し、地域の困りごとを一緒に解決していくことで、負担軽減の一助とします。

### ② 地域包括ケアシステムの推進

市民が住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続するためには、介護予防から高齢者の心身の状態に応じた介護サービスや医療サービスの提供まで、切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」をさらに推進する必要があります。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを推進する中核機関と位置づけられていることから、地域包括支援センターの機能強化を図り、関係機関と連携し、複合的な課題にも対応できる体制の構築を目指します。

### ③ 各相談支援機関の運営の充実

社会情勢の変化もあり、多様化・複雑化する市民からの相談を一つの機関だけで解決することが困難な状況です。さらに、家族間の調整や経済的な課題など、解決までに時間を要することも多くなり、専門職をはじめとした職員の負担も増大しています。

一方、多岐にわたる相談に対応するためには、職員の能力の向上が必要です。

そこで、各相談支援機関の運営体制を充実させるとともに、相談支援機関の連携と協働により、必要な支援が確実に提供できる体制を構築することで、誰もが安心して相談できる環境を整えます。

### ④ 市社会福祉協議会の安定した法人運営・組織基盤の強化

従来から、市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な機関として活動してきましたが、近年は、多様化・複雑化する個人や地域の課題に、地域の力を活用しながら柔軟に対応する役割も求められています。



そのためには、市社会福祉協議会内の組織体制を強化し、各分野においてより効果的・効率的な事業の実施に努め、職員の能力の向上を図る必要があります。また、社会情勢の影響もあり、会費や寄附金、共同募金などの自主財源は縮小傾向です。市は、市社会福祉協議会財政健全化計画に伴う適正な財政支援等を行って、組織基盤の強化を図り、より一層の地域福祉を促進します。

#### ⑤ 権利擁護支援体制構築の推進

判断能力がじゅうぶんでない高齢者や障がいのある人が、それぞれの生活の基盤となる地域において、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援に関わる様々な機関が相互に連携して、その人らしい生活を送ることができるような地域づくりへの取組として、以下の項目を重点項目として権利擁護支援体制の構築を進めていく必要があります。

- ・ 成年後見制度利用促進の中核となる機関の設置
- ・ 成年後見制度利用促進協議会の設置
- ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- ・ 市民後見人の育成・確保

## 4 計画の体系

基本理念

基本目標

基本施策

※重点施策には、 を付けています。



## 5 指標による最終評価

### 基本目標1 地域福祉を支える担い手づくり

基本施策	評価指標	策定時 2017年度 (H29年度)	現状値 2021年度 (R3年度)	目標値 2025年度 (R7年度)
1-1 福祉教育の推進	地域で困りごとを抱えている人に、何か自分にできることがあれば支援をしたいと思う人の割合	74.4%	未把握	85.0%
1-2 地域福祉を推進する人材の養成、支援	ボランティア活動への参加率	52.8%	44.4%	46.0%
	NPO・ボランティアセンターの団体登録数	232 団体	230 団体	260 団体

### 基本目標2 地域福祉の基盤づくり

基本施策	評価指標	策定時 2017年度 (H29年度)	現状値 2021年度 (R3年度)	目標値 2025年度 (R7年度)
2-1 市社会福祉協議会の安定した法人運営・組織基盤の強化	「市社会福祉協議会発展・強化計画(仮称)」の策定	未策定	未策定	策定
	市社会福祉協議会の認知度	47.9%	未把握	64.0%
2-2 校区コミュニティセンターを拠点とした地域福祉活動の推進	日頃から、行政区や校区などで開催される地域の行事に参加している人の割合	61.7%	55.6%	70.0%

### 基本目標3 地域の団体・機関のネットワークづくり

基本施策	評価指標	策定時 2017年度 (H29年度)	現状値 2021年度 (R3年度)	目標値 2025年度 (R7年度)
3-1 地域包括ケアシステムの推進	要支援者から事業対象者又は自立になった件数	110 人	132 人	170 人
	地域ささえあい会議で創出された事業数	—	5 事業	15 事業

3-2 「重層的支援体制整備事業」の推進	複合的な課題を有する人の相談終結率	未把握	77.7%	80.0%
基本施策	評価指標	策定時 2017年度 (H29年度)	現状値 2021年度 (R3年度)	目標値 2025年度 (R7年度)
3-3 社会福祉法人等との協働促進	市と市内で活動している市民団体で実施した協働事業数	23事業	35事業	48事業
	ふくおかライフレスキュー事業糸島連絡会との協働により支援した人(累計)	2人	3人	12人

#### 基本目標4 きめ細やかな相談支援体制づくり

基本施策	評価指標	策定時 2017年度 (H29年度)	現状値 2021年度 (R3年度)	目標値 2025年度 (R7年度)
4-1 各相談支援機関の運営の充実	【各相談支援機関の認知度】 ①地域包括支援センター ②障がい者相談支援センター ③子育て支援センター ④子育て世代包括支援センター ⑤生活困窮者自立支援相談 ⑥DV・女性相談 ⑦福祉総合相談(2020年度設置)	①29.2% ②21.0% ③32.0% ④－ ⑤9.7% ⑥－ ⑦－	未把握	①40.0% ②35.0% ③46.0% ④35.0% ⑤20.0% ⑥25.0% ⑦50.0%
4-2 権利擁護の推進(虐待防止対策の推進)	人権に関する相談件数	34件	12件	25件
	児童虐待に関する相談件数	58件	82件	全国での平均を下回る
	高齢者虐待に関する相談件数	25件	37件	57件
4-3 権利擁護の推進(成年後見制度の利用促進)	中核機関の設置	未設置	未設置	設置
	成年後見制度利用促進協議会の設置	－	未設置	設置

	地域連携ネットワークの構築	—	未発足	発足
	市民後見制度の実施	未導入	未導入	導入
4-4 情報提供、 情報発信、 情報共有の 充実	自分に必要な「福祉サービス」の情報を入手出来ていると思う人の割合	44.0%	未把握	60.0%
	市が市民意見や地域の実情を積極的に把握し、市政に反映していると思う人の割合	17.5%	未把握	25.0%

### 基本目標5 安全・安心な環境と災害に強い体制づくり

基本施策	評価指標	策定時 2017年度 (H29年度)	現状値 2021年度 (R3年度)	目標値 2025年度 (R7年度)
5-1 要配慮者の 日常的な見 守り・支援	家庭や地域が手を差し伸べ、支え合っていると思う市民の割合(市民満足度調査)	40.4%	40.4%	52.0%
5-2 災害時における要配慮者等への支援	防災訓練等を実施した自主防災組織数	95 組織	118 組織	163 組織
	地域での青パトや夜間巡回などへ参加したことがある市民の割合(市民満足度調査)	—	34.6%	43.0%

## 第4章 施策の展開

基本目標を達成するための前述した基本施策を展開していきます。

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の周知・啓発

地域に暮らす誰もが安心して、自分らしくいきいきと生活できる地域社会を実現するためには、市民、地域団体、関係機関、市社会福祉協議会、市が連携し、計画を推進していくことが重要です。

そのため、本計画を市や市社会福祉協議会の広報紙、ホームページで公表し、市民への周知を図ります。

また、ワークショップや出前講座などあらゆる機会を通じて、市民への啓発を図り、地域福祉を推進していきます。

### 2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、毎年度の進捗を確認するとともに、計画の円滑な実施を推進するため、「糸島市地域福祉計画推進委員会」において、幅広い視点で進行管理及び評価を行います。

また、国の動向や社会状況の変化などをじゅうぶんに見極め、必要に応じて関連計画との調整を図りながら見直しを行います。

